平成２４年（フ）第２６６号
北九州市小倉北区熊谷２丁目33番８号　コーポ大江201
債務者　尾木野和也
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１１４号
宮崎県児湯郡高鍋町大字持田1392番地８　クレール１－Ｃ
債務者　榎田　　愛
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５６号
宮崎県都城市南横市町3677番地27
債務者　水谷　圭彦
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第６８号
宮崎県都城市山之口町富吉6293番地１
債務者　串間　洋一
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第４８号
福島県郡山市久留米４丁目65番地の２　レオパレスＭＥＬＵＫＵ102号
債務者　雑敷千佳子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第９７号
神戸市西区押部谷町木幡19番地の37　アビターレ木幡102号
債務者　村戸　明美
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３４４号
神戸市西区押部谷町木幡19番地の37　アビターレ木幡102号
債務者　村戸　靖子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第７１号
兵庫県明石市宮の上１番17―812号
債務者　曽田　　忍（旧姓大渕）
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第８０号
神戸市西区玉津町今津657番地の３
債務者　小西由美子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２５３号
北九州市八幡西区別当町24番21―201号
債務者　古川　繁雄
1　決定年月日時　平成24年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３７号
青森県八戸市下長３丁目18番８号
債務者　大津　朝子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第４７号
青森県八戸市青葉３丁目７番10号　十日市住宅Ａ－２
債務者　吉田サチ子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第５１号
神奈川県横須賀市小川町18番地30　ベルシャトゥ横須賀中央907
債務者　渡邊　良子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第７８号
神奈川県横須賀市久里浜２丁目10番１―403号
債務者　井上　高司
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第９２号
神奈川県横須賀市佐野町１丁目２番地　さつき荘101
債務者　田中　義勝
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１９６号
北九州市小倉北区上富野５丁目３番21―201号
債務者　中竹　俊夫
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５４号
鹿児島県鹿屋市下高隈町4511番地３
債務者　米満　　裕
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係